

1980年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1980年12月6日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研 究 発 表

- 荏原郡の水利と摘田 高島 緑雄
- 三国呉政権の性格について 竹浪 隆良
- 中世ドイツ北部植民の定住形態と防禦的構築物
—— メクレンブルク地域を中心とする —— 富田 矩正
- 稲荷山古墳と金象嵌鉄剣 小川 良祐
- 虫送り人形の分布と発達 千葉 徳爾

特 別 講 演

- 敦煌・トルファンを旅して 堀 敏一

荏原郡の水利と摘田

高 島 緑 雄

1. 問題の所在

中世東国における農業史ないし農業技術史の研究は、史料の絶対的な不足に災いされて、いちじるしく貧弱である。この現状を打開するには、さまざまな学際的な工夫が必要である。

摘田について、籠瀬良明氏の一連の業績（『低湿地』所収論文）があっても歴史研究者はたいした注意をむけず、『横浜市史』の成果も継承しなかった。しかし最近では非専門研究者の間に摘田研究の気運が高まっている。

本報告は、そのような動向に触発された報告者が、南武蔵の荏原郡に地域を限定し、近世における水利と水田農耕の実態をとらえたのち、近世の要素を「消去」をすることによって中世の実情をえがこうとする試論である。

2. 荏原郡の水利

（別 紙）

3. 水利

江戸時代の荏原郡における水利は、自然灌漑と用水灌漑とに大別できる。

自然灌漑は、湧水・溜池灌漑である。湧水は谷壁の随所に湧き出す。溜池は、各水系小支谷の谷頭に構築され、後述の用水に恵まれない谷田の主要な灌漑水源であった。品川領では、品川用水の通水後しばらくして水田化した「溜井新田」が多い。一方、用水利用から除外された谷田にあっては、大正期以後の都市化の進行にいたるまで溜池が存続した。その多くは廃絶したが、現在でも公園の泉池に転用している例がある（例——目黒区碑文谷公園弁天池、品川区戸越公園の池、大田区洗足池）。

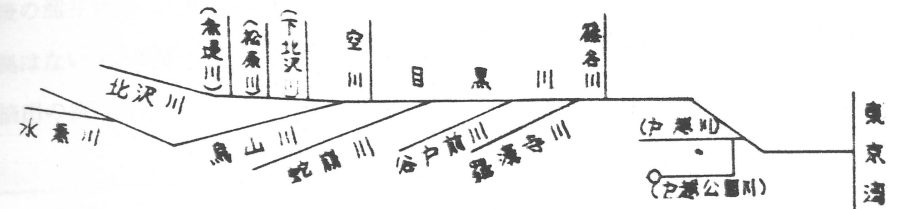
用水は、慶長14年（1609）の六郷用水、万治元年（1658）の北沢用水、同2年（1659）の鳥山用水、寛文4年（1664）の三田上水＝享保10年（1725）に用水へ転用、寛文9年（1669）の品川用水である。このうち六郷用水は、多摩川氾濫原所在の水田へ沃ぐ用水であるから、ここでは除くことにする。用水を利用した諸村は、水田を若干拡大し生産を安定したが、その他では停滞ないし減少し不安定性を継続している。

4. 摘田

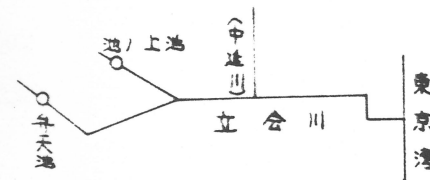
主として政治的理由によって用水利用から外された諸村の谷田には、広く摘田が残存したと予想する。恒常的な水不足が乾田化を阻げ、必然的に湿田を維持しなければならなかったから

2 荏原郡の水系

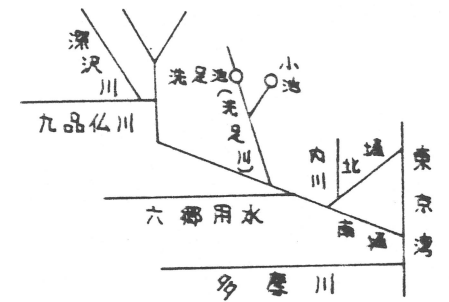
① 目黒川水系



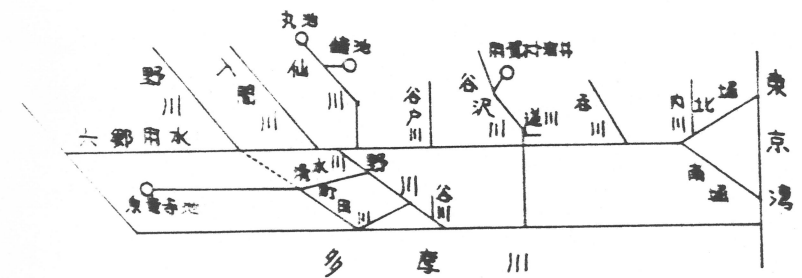
② 立会川水系



③ 呑川水系



④ 多摩川水系



である。湿田こそ摘田の最大の要因である。摘田の分布を史料によって復元することは困難であるが、伝承だけでなく、断片的な史料から摘田の存続を跡づけできる（例——品川区中延，太田区馬込，目黒区碑文谷）。

5. 溜池の年代

江戸時代にも，谷田の谷頭に溜池が築造された（例——用賀村溜井）。したがって用水開通後の溜井新田，廃絶した溜池，現在の公園泉池のすべてが，古代中世以来のものと断定する根拠はないが，横浜市生麦の例を傍証とし，中世における湧水溜池灌漑の一般的存在，ひいては摘田の盛行を考えてみたい。

M E M O

三国呉政権の性格について

竹 浪 隆 良

最近、川勝義雄氏は、「初期東晋政権の軍事的基礎」（加賀博士退官記念中国文史哲学論集所収、一九七九年）・「東晋貴族制の確立過程」（東方学報五二冊、一九八〇年）の二論文において、東晋貴族制の本質が郷論主義——郷論の場における人物評価によって政治的社会的ヒエラルキーを構成するという考え方——を原理とするイデオロギー支配の体制であるという見解を発表している。東晋政権はその創始期には固有の軍事力がゼロに近かったために、江南土着豪族・兵団の軍事力に依存し、それを効果的に利用していかなければならなかった。その過程はまず長江下流の呉・会稽の江南豪族に司馬睿（元帝）をもちたてさせ、次に長江中流域の土着有力兵団の軍事力を利用してその地域を平定させ、それが成功をおさめると、協力者であった土着勢力を分断して個別に抑えこんでしまう、という伝統的権威とそれを背景にした政治的文化的能力を十分に活用したやり方で進行された。すなわちそれは北来の郷論主義的イデオロギーを、江南社会に漸次的に推し及ぼす過程でもあった。そして、その後おこされた王敦の乱と蘇峻の乱との鎮圧を通じて、東晋政権は郷論主義的イデオロギーにもとづく文人的貴族制ヒエラルキーの基礎を固めていった。

以上のような川勝氏の見解は、私的な主従関係に示される封建制的な社会関係を残存させる後進的な江南社会に、先進的な郷論主義的イデオロギーを侵透させていくという図式に集約される。すなわち川勝氏は、東晋貴族制が確立する背景を北来亡命貴族のもたらしたイデオロギーの先進性と、それを受け入れざるをえない江南社会の後進性とに求めたのである。

川勝氏の江南社会に対するこの理解は、かつて「貴族制社会と孫呉政権下の江南」（中国中世史研究所収、一九七〇年）・「孫呉政権の崩壊から江南貴族制へ」（東方学報四四冊、一九七三年）によって示されたものである。そこでは三世紀の華北社会が豪族の成長によってもたらされる領主化傾向と、それを阻止する自立的な小農民に支えられた郷論とによって貴族制社会を生み出したのに対して、江南社会は、在地豪族の成長も小農民の自立化も、ともに未成熟な開発途上にある植民地として捉えられる。このような江南社会の後進的な段階に照応して、一方では呉・会稽地方において江南在地豪族が領主化傾向を示し、他方では江北系の將軍たちによる開発領主化傾向が軍政支配によって実現される。この二つの柱の上に、広い意味での開発領主制的体制といわれる呉政権が成立している。川勝氏は、このように呉政権を開発領主的傾向を内包した諸將軍よりなる純軍事政権であるとされているのである。

本報告は、川勝氏が東晋貴族制成立の背景とした江南社会の特殊性（氏のいう後進性）を、その出発点とされた呉政権の性格を検討することによって明らかにしようとするものである。

以下において、呉政権を特徴づける二つの制度——「世兵制」と「奉邑制」——を検討していくこととしたい。呉政権では、父子兄弟間などでの領兵の世襲が制度として認められていた。このことをもって川勝氏は、武人領主化の傾向を推進する性格を政権自体がもっていたとされたが、いかに世襲的軍隊であろうと兵籍に付けられている者を継領するのであるから、当然、領兵にあたっては権力の承認を必要とし、場合によっては介入もありえたであろう。事実浜口重国氏も指摘しているように、領兵する者が將軍として不適格であったり（呉志卷五四周瑜伝）、子弟が幼弱な場合（同卷呂蒙伝・卷五五凌統伝）には領兵が拒否されている。また本人の死後、旧兵が分給されたり（卷四八孫皓伝）、政策として小部隊が統合されている（卷五四呂蒙伝）。さらに重要な軍事上の拠点においては、異姓の有力な將軍が権力の意志によって旧兵を領有することもあった。このように世兵制とは、無条件に旧兵の世襲が認められているのではなく、権力の承認・介入が制度の枠内に確保されているとすべきである。

呉政権ではその形成過程において、主な將軍に自己の軍隊の給養費をまかなうために、数県を奉邑として賜う事例がある。奉邑はただその県の租税を軍糧として自由に使用しうだけでなく、自ら長吏を置いて郡太守として属県の民政にも責任を持つことが多い。奉邑とされた県のほとんどが前戦にあり、軍事力を背景に民政の安定が要請されていたものと思われる。

奉邑された時期は、二一〇年前後に集中しており、孫権が呉帝を称した二二九年にはすでに廃止されていたらしい。すなわち奉邑制は政権形成期のごく限られた時期にだけ存在した制度であった。奉邑が廃された後の軍糧が何によってまかなわれたかについて川勝氏は、開拓屯田軍による自給が建て前であったとされたが、呉の屯田については詳細に知ることができない。むしろ報告者は、孫権が呉王になってから置かれた軍糧を掌るとされる「節度官」に注目したい（卷六四諸葛恪伝）。私見では、奉邑制が廃止されていく中で、次第にかつて將軍がにぎっていた軍糧の徴発権は、この節度官に集中させられたことと考えられる。

また奉邑された將軍の出身地のほとんどが江北系であることは、奉邑制が地域勢力と結合しやすい江南土着の將軍ではなく、江北系の將軍の前戦における軍糧徴発に特徴的なものであるといえよう。

以上の考察から、呉・会稽の江南豪族の領主化傾向は一応おくとして、少なくとも川勝氏が立論された開拓屯田軍による開発領主化傾向といったようなものは、ストレートには結論として導き出せない事柄であることがわかる。

中世ドイツ北部植民の定住形態と防禦的構築物

—— メクレンブルク地域を中心とする ——

富 田 矩 正

ドイツ中世の東方植民については、従来から、ドイツ騎士団領を中心とする研究や、最近では、プロイセン地域を中心とする研究が集積されてきた。しかし、他の地域についての地域実証は未だ不足しており、また、それを大陸封建社会全体の流れの中に位置づけてとらえる視点は、その緒についたばかりと言わねばならない。

本報告では、その中心的な対象地域をメクレンブルクに置くのであるが、植民進出は北西部のポラーベン地域や、北東部のエルベ、オーデル両河間の地域に対しては概して平和的に展開され、そこに原住したスラヴ諸族とも平和的に共存したとされている。

しかし、12世紀から13世紀にかけての植民最盛期に先行して、10世紀頃より、エルベ河以東の北西部から北東部の全域にわたる地域に対し、ドイツ皇帝あるいはドイツの領域権力からの絶えざる鎮撫行動がくりかえされた。

植民期における該当地域のドイツ植民者と原住スラヴ族の実像を明きらかにすることは、それに至る歴史的経過と背景を包摂しておこなわれねばならない。

そこで、この西スラヴ諸族の地に対する武力進出と教化活動を、後続する植民活動と同一の視野に入れて、少なくとも、10世紀から13世紀に至る数世紀間のドイツ北部の歴史的展開を、把握しなおしてみたいと思うのである。

また中世後期における植民定住地は、多くは計画的形態として発展したといわれる。しかしまったく不規則な耕地型をとまなう孤立農家や Weiler もかなりの地域で存在した。従来の植民史研究では、このような植民地域における村落や耕地の、形成や変化の過程についての考察が不足している。

さらにまた、東方植民地域における独立した防禦施設、及び村落や都市に随伴する防禦施設については、ほとんどかえりみられていない。当然のことながら、植民地域の田村及びその他の諸村落や都市に、防禦施設が随伴していなかったなどは、とうてい断定出来ない。

従来の城郭研究では、地域の核としての防禦施設という視点が不十分であり、またその核との結合における該当地域の社会的、経済的展開が考慮されることがすくないのである。地域の核としての防禦施設の存在や性格は、村落プランや都市プランにも必然的に反映されるはずである。その意味においても、該当する地域の防禦施設の考察は、植民形態及びその定住状況、

ひいては植民自体の性格を分析する上で、重要な手がかりを与えてくれると思うのである。

今回の発表では、当面の研究課題として継続している、12、13世紀のメクレンブルク植民に対する地域実証の中から、定住状況及び原住スラヴ諸族との共存の性格を鮮明にするための作業の一端を報告してみたい。

1. 問題の所在。

○学界動向。

○当面する課題。

メクレンブルクの状況と、それに先行する歴代ドイツ皇帝の北方鎮撫行動。

2. 定住形態と防禦的構築物。

○行政権力（ドイツ領主）による村落と耕地の統合。

円形集落の形成過程について。

○エルベ、オーデル両河間のスラヴ人の退避的城壘（仮称）。

城郭研究の社会史的な位置づけと地域の核としての防禦施設について。

3. 今後の研究方向。

MEMO

稲荷山古墳と金象嵌鉄剣

小川良祐

出土位置は後円墳頂部西側から検出された礫床内の中央部東壁よりである。法量は現存長73.5cm, 中央部身巾3.15cm, 茎長15.5cm, 中央部巾2.05cm, 厚さ0.43cm, 関部巾3.8cmである。

銘文が金象嵌されている部分は切先きの丸味の残る部分から関の上1cmの間で56cmあり、表57字と裏58字の起結を表裏で一致させている。字配りは鑄をほぼセンターにして若干左右に振れながら、横巾を意識して画数の多い字を長くし、字間で間隔を調整して割付けたものと思われる。

字形の大きな特徴は右上りであり、字の屈曲部の角を丸くするところにある。金條の断面形はU字状であり、払いの先端部は断面形がV字状を呈しているところがある。なお、金條の部分を蛍光X線分析で測定を行った結果、金一約72%, 銀一約28%であった。

MEMO

虫送り人形の分布と発達

千葉徳爾

この報告では、古来日本に行われてきたと考えられる「虫送り」の風習の変遷を、近代以後に記録された形式の地理的分布から、その系列の復原を試みようとする。

現在残存する虫送りの風習が、過去の遺習であることはいままでのないが、かような残存文化の形態では、もっとも進歩した新しい形態が文化の近代化が進んだ地域に存在し、より古い形態はより古い社会組織の残存する土地に保存される。このような前提を承認すると、「虫送り」のような呪術的習俗は、地域社会が進んだ宗教をもち、また自然科学の知識の普及した地方で、より合理化された姿を示すと考えられる。

農作物の害虫、とくに稲作害虫は成虫が燈火に集まる習性があるので、夜間火をともし練り歩き成虫を焔に誘殺する方法は、かなりの合理性をもち、油を水田にまいて稲の穂につく虫を払い落とす方法と共に、もっとも新しい形式といえる。これが九州西部から瀬戸内海沿岸に普及している方式で、現在は全国の平坦部に広がっている。

これよりやや古い型は、社寺に依頼して祈祷を行ない、守札や神輿を先頭に田の中を松明をともし虫を焼く形式である。若干の虫を集めて包み、これを焼いたり海に流すのもこの段階に属する。これらは、主として山麓や盆地あるいは海辺の、一村一寺一社制が普及した近世型の村落にみられる。

右に対して、作物害虫を悪霊のしわざと考えた段階の土地では斎藤実盛にまつわる亡霊の祟りとする伝承があり、騎馬武者の姿を藁で作って村境に送り出し、又はこれを焼く風習があった。これは呪術である。さらにその前段には、草人形二体を作って戦わせる形があり、一はムラを守る霊、他はムラに害を与える霊と考えたらしい。戦が終わると後者を村境に立てて守護霊とみなした。もっとも古い型は、実際の人間がこれを演じたと推測され、現実にこれを行う土地は既にないが、記録および田遊びなどの芸能の変遷からこれを推定できる。

以上の諸類型の典型を地理的な分布に投影してみると、前提とした原則はかなり明瞭に認識することができよう。

M E M O
